

まちかど ネットワーク

お便りをお待ちしています



このコーナーは、皆さんの意見や地域の問題をお届けしています。あなたの情報を、ぜひ広報広聴課へご連絡ください。

☎55-2700 ☎51-1456

✉kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp



熟練の技術や知識を持つ、「ふじマイスター・匠人」
たくみびと

小林賢治郎さん

(夢原)

建 具・家具工の小林さんは、市が今年度創設した「ふじマイスター・匠人」に認定されました。

小林さんは、祖父の代から続く木工所の三代目。木工所ではもともと、ふすまや家具などをつくらせていましたが、時代の流れとともに、学校の体育館などの木工事も行うようになりました。現在は、まな板から神社仏閣まで、木を素材とするものなら何でも、幅広く仕事を手がけています。

小林さんは小さいころから木材に囲まれ、木の香りの中で育ち、家業を手伝っていたそう



細工が施された見事な組子障子は、全国大会出品作品です



す。本格的に仕事を始めたのは今から五十年ほど前で、二十歳のときでした。

「木は、切った後も生きています。ですから、木目や特性など、それぞれに合った使い道を考え、木材のよさを生かすことが私の役目だと思っています。

皆さんに木のぬくもりを伝えたいです」と話す小林さん。市役所二階の市民ロビーに置かれている富士ひのきを使用した机やいす、高島町内会の子どもみこし、米之宮浅間神社のさい銭箱などは、小林さんから寄贈されたものです。

「この仕事は、形になって残るのでうれしいですね。技を施し、丹精込めてつくったものを引き渡すときは、まるで娘を嫁に出すような気分です。親から教わった技は私の誇りです。培った技術は後世に残し、継承していきたいですね」と温かな笑顔で話してくれました。

市街化調整区域内で 既存宅地の確認を 受けた土地について



経過措置期間内は――

既存宅地制度の廃止に伴う都市計画法の経過措置が平成十八年五月十七日で終了します。

この経過措置期間内であれば、自己用建築物については、適合証明書の交付を受け建築できます。ただし、この経過措置期間内に建築工事に着手しなければなりません。建築計画がある場合は、早目にご相談ください。

経過措置期間終了後は――

経過措置期間終了後は、市の「既存宅地の特例措置」により、第二種低層住居専用区域内に建築できる建築物であれば、許可を受けて建築できます。詳しくは、土地対策課へお問い合わせください。

適合証明書の申請
都市計画法の経過措置の適用を受ける場合、申請書の最終受付期日は、平成十八年四月十七日です。

建築条件	建築できる用途	期間	
建ぺい率 六〇%以内 容積率 二〇〇%以内	すべての用途・自己用建築物	平成十八年五月十七日まで	都市計画法の経過措置
建ぺい率 六〇%以内 容積率 二〇〇%以内 高さ 十メートル以内 敷地を分割する場合は一区分、二百平方メートル以上(要事前相談)	第二種低層住居専用区域内に建築できるもの・自己用及び非自己用建築物	当分の間	既存宅地の特例措置

土地対策課

☎55-2787

☎53-2773